

財務 VOL.73

「国外財産調書」及び「財産債務調書」制度について

今回は、税務署に対する財産の申告について取り上げます。以前より、一定の要件を満たす場合には、財産の所有状況等を記載した書類(財産及び債務の明細書)を税務署に提出する義務がありましたが、**記載内容に不足があり、内容が不正確であったとしても問題となることはありませんでした。**しかし、平成26年より、新たに設けられた類似の制度「**国外財産調書**」の導入をきっかけに、**記載が不正確である場合には課税上の不利益を被る形となり、正確な記載が要求されるものになりつつあります。**以下、これらの内容につきご説明致します。

国外財産調書

平成26年より、**国外財産が5,000万円を超える場合**、当該国外財産に関する事項を記載した書類「**国外財産調書**」を翌年3月15日までに税務署に提出することを義務付ける「**国外財産調書制度**」が創設されました。

所得税の申告漏れが生じた場合、通常は**追徴税額の10%(一定の場合には15%)の過少申告加算税**が課せられますが、この国外財産調書に**記載がない国外財産**については、当該財産に係る申告漏れにつき、更に**過少申告加算税が5%加算**されることとなりました。正確に申告しない場合のペナルティが強化された訳です。

※ 国外財産調書に**記載がある国外財産**について申告漏れが生じた場合には、逆に**過少申告加算税が5%減算**される優遇措置も同時に設けられました(この減算措置については相続税の申告漏れも対象となります)。

なお、平成27年以降については、**国外財産調書を提出しなかった場合又は虚偽の記載をした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処せられることとなりましたので、該当資産をお持ちの方は注意が必要です。

【国外財産調書の記載例】

国外財産の区分	種類	用途	所在	数量	価額	備考
建物	マンション	居住用	アメリカ〇州△	1 250㎡	1億円	土地含

財産債務調書

平成26年分の確定申告までは、**合計所得金額が2,000万円を超える場合**、財産及び債務に関する事項を記載した「**財産及び債務の明細書**」を確定申告書に添付することが義務付けられていました。ただし、添付がない場合には後日税務署から提出の催促はあるものの、その内容について確認あるいは正確な記載を求められるようなことは一切ありませんでしたので、必要最低限のものを簡略に概算で記載されている方が殆どでした。

それが、**平成27年分の確定申告以降**は、その提出要件が

①合計所得金額が2,000万円超、かつ、②その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上、あるいはその年の12月31日において有する所得税法に規定する有価証券等の価額の合計額が1億円以上の場合に「**財産債務調書**」の添付が義務付けられることとなります。

“財産が3億円以上”という要件が新たに加わったことで、対象となる方の数はこれまでの「財産及び債務の明細書」よりも絞られることとなりますが、**記載漏れになっている財産について所得税や相続税の申告漏れが生じた場合には、国外財産調書と同様に過少申告加算税の加算措置が講じられることとなりますので、くれぐれもご注意ください。**

ただし、国外財産調書制度のような罰則規定は今のところ予定されておりません。

現時点において「**財産債務調書**」の具体的な書式については明らかになっていませんが、税制改正大綱によれば「**国外財産調書**」の**記載事項と同程度の記載**が求められるようです。

現行の明細書の記載事項である**財産の種類、数量及び価額**の他に、**財産の所在、有価証券の銘柄等の記載**も加えられる予定です。また現行では取得価額を記載するものとされていましたが、財産債務調書では**原則として時価を記載**することになります。時価を把握することが困難な場合には、**見積価額や帳簿価額によることも可能**です。

また、「**国外財産調書**」を提出する場合であっても、「**財産債務調書**」に国外財産に関する事項を再度記載する必要があるのですが、**『国外財産調書に記載のとおり』と記載することですら足りません(細目の記載は必要ありません)。**

新旧書式の変更前、変更後の記載内容のイメージは下記のようになることが想定されます。あくまで予想イメージですがより詳細な内容になることはご理解いただけるかと思います。

【旧 財産及び債務の明細書の記載例】

	財産又は債務の種類	財産又は債務の細目	財産の価額又は債務の金額
財産	預貯金		2千万円
	有価証券	40万株	1千2百万円

【新 財産債務調書の予想記載例】

財産の区分	種類	用途	所在	数量	価額
預貯金	普通預金	事業用	〇〇市〇〇町1-1		5百万円
			〇〇銀行 〇〇支店		
預貯金	普通預金	一般用	〇〇市〇〇町3-3		1千5百万円
			〇〇銀行 〇〇支店		
有価証券	株式	一般用	〇〇市〇〇町5-4 株式会社〇〇商事	40万株	1千2百万円